

福岡県公報

平成十九年二月十四日
第二千六百四十一号

増刊 ①

目次

規則(第七号)

○福岡県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

(地方課) 一

規則

- 福岡県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する
- 福岡県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則
- 福岡県市町村振興基金条例施行規則(昭和四十五年福岡県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

平成十九年二月十四日
福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第七号

- 福岡県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則
- 福岡県市町村振興基金条例施行規則(昭和四十五年福岡県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を次のように改める。

三 実質公債費比率が、原則として、二十五パーセント未満であること。

第六条第四項第一号中「第三項第一号」を「前項第一号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
九福岡市
チ博多区
| 東比
エ惠二
ツ株目
式九
会一
社号

定価
一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)